

<名古屋地区>NOMA 行政管理講座のご案内

[2019年7月2日(火)～3日(水)開催]

地方公務員法との関わりや、労働時間の考え方を分かりやすく解説

# 地方公務員のための労働基準法 講座

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方自治体においても人事・労務問題は多様化を続けており、また、地方公務員法との関係で、労働基準法の適用は非常に複雑になっております。また、会計年度任用職員が新設され、これに対する対応も検討が必要です。そして、地方自治体に直接適用されないとされる労働契約法の改正についても、地方自治体の人事・労務を考えるにあたり、重要な問題が存在します。

今回、地方公共団体の人事・労務ご担当者を対象に、労働基準法の概要・考え方をはじめ、地方公務員への適用範囲はもちろん、改正内容のポイントや取るべき対策について、事例を用いて分かりやすく解説する標記講座を開催いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬具

記

日 時：2019年7月2日(火)13:00～17:00

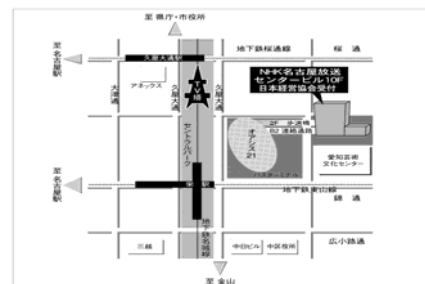
3日(水)10:00～16:00 [2日間9時間]

会 場：NHK 名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市中区東横 1-13-3)

講 師：弁護士法人 あお空法律事務所 代表弁護士 中根 浩二 氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
一 般	32,000 円	2,560 円	34,560 円



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】  
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分  
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分  
【中部国際空港より】  
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分  
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。

折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただけますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。必要な場合はご連絡ください。
- ・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。

開催日の3営業日前～前日までのキャンセルは受講料の30%、開催日当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊(ご参考)：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申し込みくださいますようお願いいたします。

※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます  
※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円～13,000 円(15～20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩 3 分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円～	地下鉄栄駅より徒歩 4 分	052-263-3411

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当：五藤・里見)

お申込先 〒461-0005 名古屋市中区東横 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 HP <http://noma-chubu.jp/>

※お問合せは、平日の9:15～17:15にお願いいたします

以上

◆ 講義項目 ◆

※本講座の「出張講座」も承っております。お気軽にお問合せください。

1. 労働基準法の概要と地方公務員法

- (1) 地方公務員の地位 ～民間との比較をふまえて～
- (2) 労働基準法 ～地方公務員への適用の範囲～
- (3) 労働契約法 ～地方公務員への適用の範囲～
- (4) 労働審判法 ～地方公務員への適用の範囲～

2. 募集・任用

- (1) 条件の明示
- (2) 労働契約の締結
- (3) 内定・試用期間中の取り扱い ～取り消しの問題点～
- (4) 臨時職員の任用更新の問題  
～33年間に亘り更新を繰り返した特別職職員の退職金について(最判平成27年11月17日)～
- (5) 日々雇用職員の雇い止めの問題

3. 労働時間・休日・休憩の考え方

- (1) 労働時間の原則
- (2) 労働時間の範囲の具体例 ～仮眠時間も労働時間に～
- (3) 時間外労働の意味と要件
- (4) 休日労働の意味と要件
- (5) 適用除外
- (6) 労働時間の弾力化
- (7) 時間外労働における「法定割増賃金率」

4. 休暇の考え方

- (1) 年次有給休暇
- (2) 計画年休
- (3) 年休の単位
- (4) 時間単位年休
- (5) 年休買い上げの可否～問題となる場合～

5. 改正労働契約法の概要と対応のポイント

- (1) 改正労働契約法のポイント
  - ①無期労働契約への転換
  - ②雇止め法理の明文化
  - ③不合理な労働条件の禁止
- (2) 地方公務員への適用範囲
- (3) 会計年度任用職員との関係

6. 休職制度

- (1) 休職制度の有効的な活用法
- (2) 精神疾患と休職

7. 退職・解雇(免職)

- (1) 分限処分
- (2) 懲戒処分
- (3) 退職届の法的な意味

＜講師紹介＞ 弁護士法人 あお空法律事務所 代表弁護士 中根 浩二 氏

平成 9 年 司法試験合格  
 平成 10 年 名古屋大学法学部法律学科卒業。最高裁判所司法修習生(52 期)  
 平成 12 年 司法修習終了。弁護士登録。楠田法律事務所に勤務  
 平成 17 年 あお空法律事務所開所(所長)  
 平成 23 年 日弁連研修センター副委員長 愛知県弁護士会研修センター副委員長  
 労働問題、企業法務をはじめ、愛知県を中心に活躍中。労働法関連セミナーの実績も多数。

日本経営協会・中部本部(五藤) 行 (この面をそのままFAXしてください)

**FAX(052)952-7418**

日本経営協会会員 一 般 (該当する方にレ印を付けてください)

60012856 「地方公務員のための労働基準法」講座・参加申込書

2019/7/2.3

ふりがな 団体名			Tel Fax	( ) ( )	— —	ご派遣責任者(ご連絡担当) 所属・役職名
所在地	〒					氏名
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職		担当 経験年数		印
						年月
						年月
＜通信欄＞						<ご記入(レ印)のお願い> この講座の開催情報を得た時期は、 講座開催日の <input type="checkbox"/> 半年以上前 <input type="checkbox"/> 3ヶ月～半年前 <input type="checkbox"/> 2ヶ月前 <input type="checkbox"/> 1ヶ月前 <input type="checkbox"/> 2週間前 <input type="checkbox"/> 1週間前～直前

※請求書の宛先についてご教示ください。( 団体名と同じ その他

・3名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右□をチェックしてください。

宛)